

鹿屋市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、本市で開催される各種行事において、参加者が心停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、主催する者への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出対象となる行事は、市内で開催され、市民を含む概ね10人以上の者が参加する健康づくりやスポーツその他の各種イベント、祭典・式典、講習会等とする。ただし、市長が認めるものに関しては、この限りでない。

2 AEDの貸出対象となる者は、第1項に定める行事を主催する者とする。

（貸出要件）

第3条 当該行事の開催期間中、次のいずれかの者が会場に配置されていなければならない。

- （1）医師等の医療従事者、又は消防士
- （2）消防署その他による、AEDの使用に必要な講習等を修了している者

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出期間は、当該行事の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長することができる。

（経費）

第5条 AEDの貸出しは無料とする。

（貸出申請）

第6条 AEDの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、AED借用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸出承認）

第7条 市長は、申請者から前条の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められる場合は貸出しを承認するものとする。

（貸出中の管理）

第8条 申請者は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めることとする。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）AEDは、取扱説明書に従って適切に使用すること。

- (2) A E Dを目的外に使用しないこと。
- (3) A E Dを処分、転貸、又は譲渡しないこと。

(実績報告)

第9条 申請者は、A E Dを使用した際は、返却時にA E D使用実績報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 申請者は、A E Dをその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、市長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(返還)

第11条 市長は、特に必要と認めた場合は、申請者からA E Dを返還させることができる。

(損害賠償責任)

第12条 市長は、A E Dの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附則

この要領は、平成20年8月4日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。